

流山市農業委員会
平成23年第5回
総会議事録

平成23年5月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成23年第5回総会議事録

1 期 日 平成23年5月25日(水)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 12番 秋間 高義
13番 石井 勇

5 出席委員(15名)

1番 水野 敬久	2番 藤井 俊行
3番 坂巻 忠志	4番 中村 敏則
5番 大作 榮	6番 根本 隆
7番 小林 常男	8番 須郷 英夫
10番 渋谷 辰夫	11番 戸部 源房
12番 秋間 高義	13番 石井 勇
14番 大塚 侃	15番 吉田 松衛
16番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

9番 水代 啓司

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長 岡田 一美
次長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

- (1) 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可) 1
- (2) 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) 3
- (3) 議案第21号 農用地利用集積計画の決定について 6
- (4) 議案第22号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 9
- (5) 報告第11号 専決処理の報告について 11
- (6) 報告第12号 総合農政検討委員会の報告について 12

開会 午後3時00分

高市議長 それではですね、定刻になりましたので、ただ今から平成23年第5回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、9番、水代委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。12番、秋間委員、13番、石井委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名をいたします。本日の会議の書記として岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第19号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第22号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」までの4議案について、御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第11号の「専決処理の報告について」から報告第12号の「総合農政検討委員会の報告について」までの2項目について御報告させていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御意見、御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

次に、今月の担当委員長であります渋谷委員長から、体調が不調である旨の申出があり、今月の委員長報告は大作副委員長が行いますので、御了承願います。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(市許可)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページを御覧いただきたいと思います。

議案第19号

農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成23年5月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに権利者でございますが、権利者は流山市前ヶ崎に居住されている方で、職業は兼農でございます。次に申請のあった土地でございますが、申請地は流山市前ヶ崎の畑、1筆、386㎡でございます。申請事由につきましては、経営規模の拡大を図るため農地を取得しようとするものでございます。

議案案内図につきましては、1ページでございます。

今月の3条許可申請につきましては、以上の1件でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作副委員長。

大作副委員長 議案19号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は市許可が1件であります。

本案件につきましては、現地調査と申請者及び申請関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地は前ヶ崎にある前ヶ崎子供広場の東側に隣接している畑で、現況は耕起された状況でございました。

申請理由でございますけれども、申請地は申請者宅に隣接しており、耕作に便利であることから、これを購入し、経営規模の拡大を図るためということでございます。

購入価格は772万円で、1坪当たり66,000円とのことでございます。

なお、今回取得される畑には、サツマイモなどイモ類を作付けするというところでございます。

次に、申請者の営農状況でございますけれども、権利者の耕作面積は約0.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3人でございます。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

なお、申請地内には、ゴミ置き場及び防火貯水槽があることから、その取扱いについて、自治会や消防署と協議するよう伝えました。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び所有農地に隣接しているため農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

11番(戸部委員) 小委員会当番だったので、ゴミ置き場と防火貯水槽ですか、これは後で協議するということになりましたけれども、この結果はどうなんでしょうか。

山口次長補佐 今回の御質問の防火貯水槽及びゴミ置き場につきましては、まだ申請者の方からですね、結果報告はありません。許可書の交付のときに再度確認を取って、決定次第御連絡をもらうという方向で検討して行きます。以上です。

高市議長 よろしいですか。

11番(戸部委員) はい、分かりました。

高市議長 ほかに質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質問がないようですので、質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第19号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページを御覧いただきたいと思っております。

議案第20号

農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用）
農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成23年5月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに権利者でございますが、権利者は東京都墨田区で会社を設立し、現在は流山市名都借において石油類の卸売り業等を営んでいる法人でございます。

次に、申請地ですが、申請地は流山市名都借の田、1筆670㎡で、転用目的につきましては、会社の従業員等の駐車場用地とするものでございます。

議案案内図につきましては、2ページと3ページでございます。

今月の5条許可申請につきましては、以上の1件でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作副委員長。

大作副委員長 議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と権利者からのヒアリングを行っております。

最初に、移転の原因は売買による所有権移転でございまして、転用目的は、駐車場を整備したいというものでございます。

権利者は、平成3年に東京都墨田区に石油類の卸売業を目的とした事業所を設立し、平成5年に事業の本拠地を名都借地先の流山事業所へ移転しております。

現在、流山事業所では主に、エレベーター、パワーゲートや油圧機器などに使用する潤滑油等の卸販売や交換作業を関東一円の事業所に対して行っているということでございます。

潤滑油等の仕入れは、各機械の用途に合わせ、各石油メーカーから仕入れしており、従業員は10人、年商は約8億円ということでございます。

事業の拡大とともに、社用車や従業員の通勤用車両の駐車場が手狭になったため、現在、100mほど離れた石油類運搬車両と同じ駐車場内に置いてあるとのことですが、駐車場の賃貸借契約期間の満了及び不便であるため適地を探していたところ、事業所の近くに用地が見つかったため、今回の申請に至ったということでございます。

申請地には砕石を約1.3m埋め立てし、周囲は高さ1.5mのフェンスを設けるということでございます。

次に、周辺農地への排水対策については、集水枡を設置し、被害が出ない

ようにするということでした

また、周辺農地所有者への説明は行っており、特に意見はなかったということでございます。

次に、申請地の農地区分についてでございますけれども、申請地は流山市東消防署の北約150メートルに位置し、周囲は、霊園、資材置場、物流センター等が連たんしている区域に隣接する農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

資金計画につきましては、用地取得費が1千万円、建設費が546万円、計1千546万円で、これに伴う資金については、全額自己資金により賄う計画で、金融機関からの残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、特に該当はございません。

最後に、申請地の前面道路は交通量が多いことから、その施工に当たっては交通安全に配慮をするよう指導いたしました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第5条の許可基準となっている「立地基準」や「一般基準」、また、「転用目的別の許可基準」に基づき審査を行ったところ、本案についてはそれぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

12番(秋間委員) 今御説明にもありましたけれども、ここは交通量が多くなっているところなんですね。名都借の新しい信号機ができたところから、この坂を下って、また、この先の交差点自体も非常に危険な交差点になっていまして、できれば信号機の設置をとということで市の方には要望しているんですけども、なかなか形状等の関係でできないというようなことで、前の交差点もそうですし、坂になっているというようなことで、交通安全対策、先ほど図られるというようなことでしたけれども、どのような安全対策になっているのかお聞きしたいと思います。

大作副委員長 ヒアリングを行いました結果ですね、適宜ガードマンを配置しまして、出入り口につきましては特に安全を確保したいという話をいたしました。私どもの方からも交通安全には十分配慮していただいて、施工するようにはお話をさせていただきました。

山口次長補佐 ちょっと補足させていただきます。工事中につきましては、今、委員長から答弁がありましたように、ガードマンを配置して交通に支障ないようにするということでもございました。それとその完成後の利用形態な

んですけれども、確かに市道と接続するところがございまして、今回12台何ですけれども、議案案内図の3ページを見ていただきますと、道路から三角形で駐車場までの部分がセットバックされていて、その部分がアスファルト舗装という形になっていると思います。ここの部分で一旦退避をしまして、すぐに道路に出るのではなく、それから道路に出ていくというかたちを取ります。それと尚且つ、この駐車場の安全管理ということで、1番と7番の駐車場とセットバックとの間にフェンスを設ける予定とのこととあります。そのフェンスは鍵の施錠をするということで、道路上に車を置いて施錠する訳にはまいりませんので、いくらかセットバックをしたという状況でございませぬ。それらの観点から、安全管理についても対応しているものと判断いたしました。以上です。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

7番(小林委員) 今まで借りていた駐車場の契約期間が満了ということですが、この会社の事業所はどの辺なんでしょうか。どこにあるのか分からないのですが。

山口次長補佐 事業所の場所でございますけれども、案内図の2ページを御覧いただきますと、今回の申請地が真ん中にありますけれども、それよりも東側に、株式会社 〇〇 という会社があると思います。その会社から道を挟んで反対側に細長いところがあるかと思いますが、〇〇さんのお宅の脇です。そこが事業所になっております。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第20号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページでございます。

議案第21号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成23年5月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月は、3件の諮問がございました。

最初に1番でございますが、1番は新規によるものでございまして、利用権を設定する土地につきましては、流山市の西深井の田、1筆で991㎡でございます。

議案案内図につきましては、4ページでございます。

続きまして、議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。2番以降につきましては更新によるものでございます。

初めに、2番でございますが、利用権を設定しようとする土地につきましては、流山市西深井の田、1筆で882㎡でございます。

議案案内図につきましては、5ページでございます。

続きまして、3番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市小屋の畑、1筆で76㎡でございます。

議案案内図につきましては、6ページでございます。

今月の利用集積計画につきましては、以上の3件でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大作副委員長。

大作副委員長 議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規によるものが1件、更新によるものが2件の計3件であります。

最初に新規の1番についてでございますけれども、権利者の職業は農業で、年齢は69歳であります。

また、権利者の営農状況でございますけれども、耕作面積が31,262㎡でございまして、農業従事者は権利者を含め3名でございます。

次に、現地の状況でございますが、対象農地は田植えが行われておりました。

なお、米の収穫は、権利者が行うということでございます。

本件については、3年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、更新分の2番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は73

歳でございます。

また、権利者の営農状況でございますが、耕作面積が13,772㎡でございます。農業従事者は権利者を含め4名でございます。

次に、現地の状況でございますが、対象農地は田植えが行われた状況でございます。

本件については、今年で貸借期間が満了となるため、引続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、3番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は75歳であります。また、営農状況については、耕作面積が3,061㎡で、農業従事者は権利者を含めまして2名でございます。

現地の状況でございますが、対象農地の畑はナスなどの野菜が作付けられておりました。

本件については、今年で貸借期間が満了となるため、引続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案のうち1番については、石井委員に係る案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、石井委員に退席を願い、先に審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(石井委員退席)

高市議長 これより、本案のうち1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号のうち1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第21号のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

石井委員の除斥を解きます。

(石井委員入室)

高市議長 次に、本案のうち2番及び3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いします。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号のうち2番及び3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第21号のうち2番及び3番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第22号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の6ページを御覧いただきたいと思います。

議案第22号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成23年5月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに申請地でございますが、申請地につきましては、流山市野々下1丁目の畑、1筆で、1,046㎡でございます。次に、買取り申出事由の生じた方は、申請者本人でございます。買取り申出事由が生じた日につきましては、平成23年2月7日でございます。

議案案内図につきましては、7ページでございます。

今月の証明願につきましては、以上の1件でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作副委員長。

大作副委員長 議案第22号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者及び申請関係者からのヒアリングを行っております。

申請理由でございますが、今まで農家の世帯主である申請者及び申請者の娘夫婦が主となって農業を行ってまいりましたが、数年前から申請者の体調がすぐれない状況にあり、このほど医師の診察を受けたところ、2月7日付けで、医師から農業に従事することが困難との診断が下され、農業を継続していくことが困難になったためということでありました。

なお、申請者は、昨年まで年間60日農業に従事しておりました。

買取り申出をする農地につきましては、畑、1筆、1,046㎡でございます。

次に、その農地の状況ですが、一部にジャガイモ、枝豆などが作付けされ、残りは耕起された状況になっておりました。

なお、本買取り申出地については、平成15年に納税猶予を受けておりますが、納税猶予面積の20パーセント以内の面積であるため、納税猶予は一部の確定となり、猶予されている税額とあわせて利子税等についてもその部分について納付することとなります。

最後に、今後の土地の利用計画についてお聞きしたところ、今のところ特に予定はないということでした。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、申請者が病気になる前まで農業に従事していたことが確認できること、また、申請者が病気になったため農業の縮小はやむを得ないものと認められることなどから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は挙手を願います。

高市議長 質疑ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

(午後3時30分 2番藤井委員退出)

高市議長 次に、報告第11号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長

吉田次長 議案書の7ページでございます。

報告第11号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年5月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

これは先月の4月分ございまして、11件の届出がございました。

いずれも内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が10件、駐車場が1件ございました。

以上、11件、17筆、5,554㎡、地目別の内訳といたしましては、田、7筆、2,264㎡、畑、10筆、3,290㎡ございました。

次に議案書の9ページでございます。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちら先月の4月分ございまして、全部で13件の届出がございました。

内容につきましては、いずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳といたしましては、売買が11件、共有物分割が2件ございました。

また、転用目的別といたしましては、住宅用地が10件、公衆用道路が3件ございました。

以上、13件、21筆、3,602㎡、内訳は田が13筆、1,976㎡、畑が8筆、1,626㎡ございました。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

3番(坂巻委員)一つ教えてください。2番の農地法第5条第1項第6号の

規定による届出のところなんですが、4番と5番の共有物の分割、これは木の土地区画整理区域内であると思うんですが、これはどういう形でのことなのか、ちょっと私、読み取れないので、分かる範囲で教えてもらえますでしょうか。さんの土地がさんに、さんの土地がさんに分割されているんでしょうけれど、もう少し分かりやすく説明していただきたいんですけれども。

吉田次長 ただ今の御質問でございますが、4番、5番、まず4番の土地が全部で3筆ございます。5番の土地も同じく3筆ございます。これで計6筆になります。この6筆の土地がですね、権利者、義務者の共有名義でこれまで所有されていたところでございますが、この共有名義の土地を単独名義にしたいということで、6筆それぞれ共有している持分をお互いに移転しあいまして、単独名義にする一つの手法として、この共有物分割というものがあるわけでございます。

今までAさん、Bさんの共有であった6筆の土地を、Aさん、Bさんそれぞれの単独名義に変えていきたいということで、共有ですと何かを行おうとするときに相手方の承諾といいますか、同意を得なければならない訳で、それでは不便であるということだと思っておりますが、それぞれの単独名義にしたいということで、届出があったものと思います。

3番（坂巻委員）はい、ありがとうございます。

高市議長 よろしいですか。ほかに御質問ありますか。

（なしの声あり）

高市議長 特にないようですので、次に進ませていただきます。

高市議長 次に、報告第12号「総合農政検討委員会の報告について」報告を求めます。戸部委員長。

戸部委員長 報告第12号「総合農政検討委員会の報告について」御報告いたします。

総合農政検討委員会につきましては、本日、委員多数の御出席をいただき開催いたしました。

議題といたしましては、『平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について』、そして『平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について』の2議案を審議いたしました。

初めに、『平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）』と二点目の『平成23年度の活動計画（案）』でございますが、これは、平成20年12月に農林水産省から、国内における食料供給力の強化等を図るための新たな農地政策の方向として「農地改革プラン」が公表され、また、平

成 21 年 12 月 15 日には、改正農地法が施行されたところであります。

これによりまして、その運用を担う農業委員会につきましても、農地を守るための活発な活動や各種法令事務の判断の適正化並びに公平性の確保などが強く求められているところであります。

また、こうした中、国からは更に「農業委員会の適正な事務実施について」の通知が出されましたことによりまして、本市農業委員会におきましても、「農業委員会活動に関する目標及びその達成に向けた活動計画」を平成 21 年から策定し、積極的な活動の実施に努めてきたところであります。

今回は、平成 22 年度が終了いたしましたので、「22 年度の活動の点検・評価」と、本年度「23 年度の活動計画」を作成し、6 月末日までに国に報告をするものであります。

なお、国へ報告をする具体的な事項につきましては、お手元に配布させていただきました資料を御覧いただきたいと思いますが、まず、22 年度の全体の評価としては、各委員の皆様の御尽力によりまして、法令事務等の適正な判断と公平性の確保、そして、本市委員会活動の活発化が図られたものと感じております。

また、23 年度につきましても、新たな目標の達成に向けて、本市委員会が一丸となってその達成に向け、御努力をいただきたいと思っております。

なお、今後の予定であります、本日、この案を市ホームページに掲載いたします、農業者等の意見の募集を行うことになっております。

従いまして、最終的な国への報告案につきましては、この意見等を踏まえまして、来月の総会に御提案させていただき、国へ提出することとしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、総合農政検討委員会における審議の経過と結果についての報告を終わらせていただきます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進ませていただきます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成 23 年第 5 回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間にわたり慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後 3 時 43 分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成23年5月25日

流山市農業委員会会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 秋間 高義

流山市農業委員会委員 石井 勇